

親子で考えましょう、 ケータイの正しい使い方!

～大切なあなたを守るために～



ココロンちゃん

君もフィルタリング!

小・中・高校生、保護者の皆様へ

犯罪に巻き込まれたい人なんてだれ一人いません。きっかけはささいなことだったのです。ケータイやインターネットの便利な機能を使いこなすには正しい知識、判断力や責任能力、自制心が必要です。

あなたの「いのち」が大切です!ですから、特に小中学生のうち、ケータイを持ってほしくはありません。メールやブログ等で交流するのではなく、相手と直接会って交流する楽しさを存分に味わってほしいです。家庭の事情で必要なときも、通話機能だけにしてほしいのです。

もし、ケータイ等をどうしても使う場合には、今のあなたにとってなぜ必要なかを親子で真剣に話し合ってください。

用語説明

ケータイ	携帯電話やスマートフォンなどの総称。
フィルタリング	インターネット上の情報をふるいにかけて、違法性・有害性のある情報、危険性をはらんでいる情報を排除する機能。スマートフォンの普及に伴い、インターネット上の情報、さらにアプリに対してのフィルタリングが重要となっている。携帯電話会社等が無料で提供しているものもある。
掲示板	インターネットサービスの一つ。自分の意見を掲示板に書き込んだり、他人と意見交換したりすることができる。多くは無記名で意見を書くことができる。
ブログ	社会のできごと、話題や興味・関心がある内容について、日記のような形式で個人的な考えを公開するWebサイト(公開日記)。
プロフ	プロフィールサイトの略で、名前や住所、趣味などを自己紹介する個人のホームページ。ブログと同じく、無料で簡単につくることができる。
S N S (エス エヌ エス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。プロフのように自己紹介を書くことができ、それを見たら返事がくるコミュニティサイト(ゲームサイトなどを含む)。
アプリ	アプリケーションソフトの略。ゲーム、メール、音楽プレーヤーなどスマートフォンを中心に目的別に使用する「機能」を意味する。
I D	インターネット上で個人登録をする際に必要な「認識番号(記号)」を指す。似たようなものではEメールの「アドレス」がある。名前に代わる個人情報なので、取扱いには十分注意しないといけない。



子どもに迫るネット社会の危険な一面



ケータイ依存になっていませんか？

公表された調査結果から、ケータイを所持している子どもたちの間に「ケータイ依存」が広がっている実態が見受けられます。このことが原因で、昼夜が逆転して不登校になったり、いじめの問題に発展したり、成績が下がったりする児童生徒もいます。ケータイに振り回されないよう、親子で使い方をじっくりと話し合ったり、一緒にルールを作ったりすることが大切です。もちろん、持つことが本当に必要であるかについてから話し合しましょう。

深夜でもかまわずメールのやりとり

■小学5年…8.2% ■中学2年…42.1%

メールの返信がないととても不安

■小学5年…20.2% ■中学2年…22.4%

食事中もケータイを手放せない

■小学5年…9.0% ■中学2年…15.2%

※日本PTA全国協議会
「子どもとメディアに関する意識調査 (H24.3)」から抜粋



コミュニケーションアプリによる友だちとのトラブル

今、若者を中心に通信や通話が無料でできるコミュニケーションアプリが急速に普及しています。いろんな人と簡単につながり、手軽に通信や通話ができるアプリですが、便利すぎるがゆえに、誤った使い方をするとなんかトラブルが起こります。メールの文字だけでは意思疎通がうまくいかずに、友だち関係を悪くしたり人に迷惑をかけたりする道具になりかねません。「誰とでもいいからつながりたい」という安易な気持ちで、見ず知らずの人と連絡をとることでトラブルに巻き込まれてしまう事例も、特に青少年の間で多発しています。



ブログ、プロフ、SNSの落とし穴

子どもたちはネット上のSNSやブログ・プロフィールサイトを利用して、個人情報や顔写真を公開し、見知らぬ人からのメッセージを受け取ることができます。そのため、悪意のある人とダイレクトにつながる危険性があるのです。

成人男性の中には、女子生徒に自分のケータイへ裸の画像を送らせたり、実際に会って裸の写真を撮影したりした疑いで逮捕された者もいます。また、ケータイのゲームサイトで知り合った女子生徒が、成人男性によるわいせつな行為の被害に遭う事例も発生しています。ケータイ・ネットの世界には、子どもたちを食べ物にする悪い大人が存在するのです。



出会い系サイトやゲームサイト等による被害

近年では、出会い系サイトより、子どもたちが興味を持つゲームサイトや掲示板を公開するサイトなど、非出会い系サイト（出会い系サイト以外のサイト）を介して、中学生や高校生が性犯罪の被害に遭う事件が増加しています。興味本位のアクセスや個人情報の安易な公開、見知らぬ人との出会いが犯罪行為につながり、心に深い傷を負ったり、命に関わる事件に発展したりする可能性があります。

なお、本県では、県内の小・中・高校生（有・無職少年含む）が作成している個人HPや掲示板、ゲームサイトなどに履歴（足跡）を付けて見守る「ネットパトロール」を実施しています。いじめや誹謗中傷、非行等、悪質な書き込みを発見した場合、事業者へ通報し削除依頼を行います。

		平成24年
出会い系サイト による被害児童数	全国	218名
	長崎県	2名 (中学生2名)
出会い系サイト以外 による被害児童数	全国	1,076名
	長崎県	17名 (中学生 3名 高校生 10名 無職 4名)

※警視庁及び長崎県警広報資料から抜粋
※全国の数値には、性被害以外に傷害・恐喝等を若干含む。
※児童…18歳に満たない者

親子でのルールづくりが基本です!



～まずは、ケータイ等が本当に必要か話し合しましょう～

保護者は携帯電話等の危険性と、その誤った使用が及ぼす影響を十分理解した上で、子どもにケータイ等が必要かどうか、親子でしっかり話し合しましょう。子どもの話に耳を傾け、親子の対話を通して問題を解決することが重要です。その際、学校のきまりや投げかけには必ず留意しましょう。

1 フィルタリングに加入し、決してはずさない

子どもたちを被害者にも加害者にもしないよう、子どもが使用するケータイ等(携帯電話、スマートフォン、通信機能搭載のパソコン・音楽プレーヤー・ゲーム)を購入する場合には、フィルタリングを必ず利用し、決して外さないようにしましょう。

2 メールや掲示板にうそや悪口を書かない

メールや掲示板、プロフなどに、うそや悪口を書き込むことは絶対にやめましょう。犯罪性のあるものは、侮辱罪や名誉毀損などに問われる場合があります。

3 氏名や顔写真、住所など個人情報に掲載しない

自分や友達の学校名、写真、住所、電話番号、メールアドレス、通信通話アプリ等のIDなどを公開しないようにしましょう。いじめや誹謗中傷に利用されたり、合成写真等に悪用されたりする危険性があります。

4 食事の時間や深夜は利用しない

食事中や深夜の利用は生活習慣の乱れにつながり、心と体に悪影響を与えてしまいます。家族との団らんや学習時間を確保するためにも、食事中や深夜は利用しないようにしましょう。

5 サイト上で知り合った人と決して会わない

「自分は大丈夫」「うちの子に限って」とは決して思わず、どのようなサイトを使っているのか、誰とメールのやり取りをしているのか見守りましょう。また、サイトで知り合った人とは会わないようにしましょう。

県内のフィルタリング加入が定着しています

※H24.9県教委調査結果、()は前年度
※小学生は、5・6年生に調査

携帯電話のフィルタリング加入率:小学生74.7% (72.0%)、中学生72.5% (71.1%)、高校生69.1% (63.8%)。携帯電話の販売機種がスマートフォンに移行しており、今後さらにフィルタリングの利用を強く呼びかける必要があります。**長崎県内の加入率100%を目指しましょう。**

子どもに言われるままに外しにくる親御さんが多いんですよ

「音楽や着うたがダウンロードできない」「掲示板が見られない」が、フィルタリングを外す主な理由だそうです。しかし、違法性や有害性があり、危ないからフィルタリング(排除機能)がかかるのです。例えば、プロミュージシャンの音楽を無料でダウンロードできるサイトは違法サイトであり、遮断されるのです。掲示板は、出会い系情報のほか、違法薬物、自殺等の危険な情報も含まれているため遮断されています。

親が「子どもを守る」という強い意識を持ちましょう

フィルタリングも万能ではありません。技術革新を待つだけでなく、親の強い信念と親子のコミュニケーション(心のフィルタリング)が最良の安全策です。携帯電話を保護者名義で購入し、フィルタリングをして必要なときに子どもに貸し出すという方法も効果的です。





長崎県少年保護育成条例

子どもが使う携帯電話等に、有害情報にふれてしまうことを防ぐためのフィルタリング機能を外す場合は、保護者がその理由を書いた書面を、携帯電話の販売店に提出しなければいけません。

子どもたちが少しでも安全に安心して携帯電話等を使えるよう、フィルタリング機能を必ずつけましょう!

長崎県少年保護育成条例（平成24年3月1日施行）

携帯電話・インターネットに関しては、次のように規定されています。

第4条の2：インターネットの利用についての規制のみ

○保護者は、有害情報について、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用等により、少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

第4条の3：携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置の追加

○保護者は、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、理由等を記載した書面を携帯電話サービス提供者等に提出しなければならない。



困ったときの相談先

まずは保護者や先生に連絡・相談しましょう!



何かあったら、まずは保護者や身近な大人に連絡・相談しましょう。それでも解決できないときは、一人で悩まず公的な機関に相談しましょう。(匿名で相談できる窓口がたくさんあります。)

ヤングテレホン (少年サポートセンター)

悩みをだれにも話せないとき、匿名で相談できます。

なやむなひとよ

0120-786714

平日 9:00~17:45

サイバー犯罪相談窓口

(長崎県警察サイバー犯罪対策室)

インターネットやメールでの犯罪に関する情報提供や相談もできます。

095-820-0110

内線3493・3494

cyberpolice@police.pref.nagasaki.jp

平日 9:00~17:45

迷惑メール相談センター

チェーンメール対処にも詳しいです。

03-5974-0068

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

平日 10:00~17:00

長崎県消費生活センター

商品やサービスの契約等に関する相談ができます。

095-824-0999

平日 9:00~17:00

編集・発行

長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 TEL095-895-2686 FAX095-895-2554

ココロねっこ運動HP

ココロねっこ

検索

